

参 考 资 料

1. 平成 21 年度子ども・青少年施策の取組方針

(平成 21 年 4 月 24 日 滋賀県子ども・青少年施策推進本部にて決定)

続く少子化傾向、家族の支え合いの弱体化、地域のつながりの希薄化、児童虐待など保護・支援が必要な家庭の増加、非行や自立に困難を抱える若者の増加など、子ども・青少年を巡る状況は依然として厳しい。

こうした中、「育ち・育てる環境づくり」のための施策の枠組みの下、子ども・青少年が健やかに育ち、保護者が安心して子どもを生き育てられる環境づくりを引き続き推進していく必要がある。

このため、本年度の県政経営の基本方針や子育て三方よし懇話会の報告を踏まえ、平成 21 年度の子ども・青少年施策については、基本構想に掲げた「社会で子育てを支える」の実現を目指した取組、利用者の立場に立って全庁的連携を取りながら施策に磨きをかけていく「ワンストップ化」の推進に重点的に取り組むとともに、新しい子ども・青少年総合計画の策定に向けて連携を図っていく。

また、現下の厳しい経済状況において、雇用を確保し、県民の痛みを和らげていくため、子育て支援・青少年育成の分野でも、政府の経済危機対策に呼応した施策を積極的に推進していくこととする。

○平成 21 年度の重点的取組

1 「社会で子育てを支える」の実現

基本構想戦略の「社会で子育てを支える」を実現し、滋賀を「子育て先進県」にするため、行政、企業、県民等の協働による共助の考え方の下、これまでの次世代育成支援策の流れを変える新たな地域モデルの構築を目指した取組を進める。

- (1)子どもと子育て家庭を支える”しが”の仕組みづくり
- (2)「子育て三方よし」で進める子育て支援への理解と共感

2 「ワンストップ化」の推進

類似・関連施策間の連携・再構築・総合化や、各部局等が所管する経営資源等の相互活用、情報集約・提供方法の工夫等を進めることにより、必要な人に必要な支援を届ける「ワンストップ化」の推進を図る。

3 (仮称) 滋賀県子ども・青少年総合計画の策定

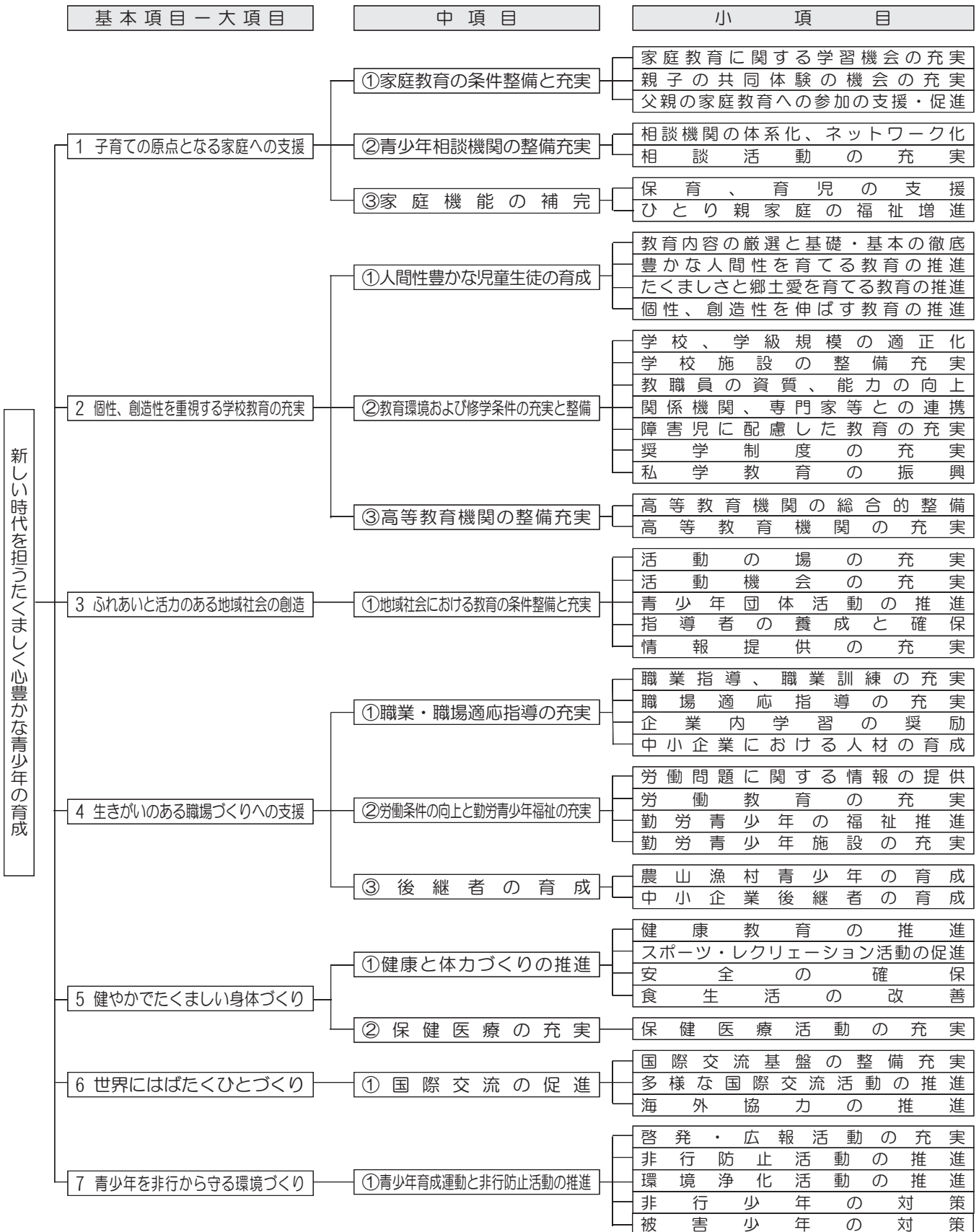
全庁的な連携のもと、次世代育成支援行動計画「子どもの世紀しがプラン」、青少年育成長期構想「新・アクティユースプラン」、ひとり親家庭等自立促進計画を見直し、これら 3 計画を包含した新たな子ども・青少年総合計画を策定する。

4 「経済危機対策」に呼応した子ども・青少年施策の推進

現下の厳しい経済状況において、雇用を確保し、県民の痛みを和らげていくため、政府の経済危機対策に呼応し、次代を担う子ども・青少年にとって、今、何が必要かを念頭に置きながら、この対策を最大限活用し、真に有効な施策は前倒しで行う気構えで、スピード感を持って施策の実施・充実を図る。

2. 平成 21 年度青少年育成関連施策実施状況

滋賀県青少年育成長期構想（新・アクティユースプラン）の施策体系



3. 滋賀県青少年育成長期構想（新・アクティユースプラン）の概要

滋賀県青少年育成長期構想の考え方

1. 目的

国際化、情報化、科学技術の発展、高齢化、少子化や経済構造の変化などが急速に進んでいく中で、これまでのような物質的な豊かさだけでなく、心の豊かさや快適さ、生きがいを求めるといったように価値観が多様化するなど、わが国の社会は大きな変動と変革のときを迎えています。

こうした大きな変化にともない、人間関係が希薄化する傾向にあるという問題、家庭や地域社会における教育力が低下しているという問題、学校が子どもたちの多様な実態に十分に対応できていないという問題など、青少年に関わる様々な問題が生じています。

言うまでもなく、いつの時代でも、明日を担い新しい地域づくりの主役となるのは青少年です。これまで青少年の健全育成を図るため、多くの人々や組織の手で、いたる所で、いろいろな形で展開されてきましたが、ともすると青少年を保護育成し、青少年に何かを与えることに重点がおかれてきたきらいがあります。

しかし、今、時代の大きな流れに対応して、青少年が21世紀の主役として新しい時代を切り拓いていくためには、青少年はどのように生きていくべきか、そして、大人はどのように関わり、社会は何をすべきかなど、新しい視点に立って、県民一人ひとりが真剣に考え、見つめ直すときにきています。

この構想は、こうした社会状況の変化に的確に対応し、青少年の健全育成を図るために、長期的展望にたった施策の方向を明らかにして、それらの施策を総合的に推進することを目的としています。

2. 期間

この構想の期間は、平成10年度（1998年度）から平成22年度（2010年度）までの13ヶ年とします。

ただし、今後これまで以上に激しい社会変化が予想されるため、この構想の内容も変化に対応して、適宜必要な見直し、修正を行うこととします。

3. 対象

青少年の捉え方は、時代や文化、あるいは各種法令や学術的見解によっても、それぞれ異なっています。

特に最近では、青少年の自立が遅れ、社会のメンバーとしての役割遂行の時期が遅くなるなど、いわゆる青少年期が延長傾向にあると言われていています。

この構想では、発達途上にある青少年を、胎児期から乳幼児期、学童期、青年期を前提に、概ね30歳くらいまでの青年を視野に入れることとします。

4. 基本的な視点

この構想は「新しい淡海文化の創造」という県政展開の基本理念に基づき、滋賀の青少年の育成目標を「新しい時代を担うたくましく心豊かな青少年の育成」においています。また、主に次の6つの視点にたってつくられています。

(1) 青少年の自立を促し、主体性を大切にします

青少年自らが、進んで様々な活動に参加して、充実感や達成感を味わったり、困難なことにも立ち向かって、失敗や挫折を乗り越えるなど、青少年主体の活動を促進します。

(2) 青少年を取り巻く各活動領域の役割を明確にし、多様な活動を促進します

青少年自身と活動領域である家庭、学校、地域、職場などが相互に信頼関係を築き、それぞれ望まれる役割や行政の施策を明確にし、バランスを保ちながら青少年を育成するための多様な活動を促進します。

(3) 大人一人ひとりが青少年を育てます

子どもの、人としての自由や権利を尊重し、子どもの保護と援助を促進します。

青少年の発達段階に応じて、大人一人ひとりが青少年の健全育成に必要な手を差し伸べる自覚と責任を持ちます。

(4) 滋賀の特性を生かし、郷土を創る青少年を育てます

滋賀の恵まれた地域特性を生かし、滋賀に対する誇りと自信を持って地域づくりに取り組む青少年を育成します。

(5) 地域を愛する青少年を育てます

環境問題や人権問題など、地域を取り巻く様々な課題に立ち向かい、世界の人々とともに平和で豊かな地域社会をつくっていく心豊かでたくましい青少年を育成します。

(6) 青少年にふさわしい環境づくりを推進します

青少年を取り巻く有害な社会環境の浄化に努めます。

滋賀県青少年育成長期構想の基本項目と基本項目別施策の方向

1. 子育ての原点となる家庭への支援

(1) 家庭教育の条件整備と充実

- ・発達段階に即した子育て資料や情報の提供、親の学習機会や場の拡充などを進めます。
- ・家庭教育機能の補完、援護を一層充実していくとともに、学校や地域社会との連携の中で家庭教育がすすめられるよう親、特に父親の関心を学校や地域に引き出し、家庭の教育機能を高めていくための条件整備をします。

①家庭教育に関する学習機会の充実

②親子の共同体験の機会の充実

③父親の家庭教育への参加の支援・促進

(2) 青少年相談機関の整備充実

- ・相談員の資質の向上や相談機関相互のネットワーク化、体系化を推進するとともに、相談機関の整備充実に努めます。

①相談機関の体系化、ネットワーク化

②相談活動の充実

(3) 家庭機能の補完

- ・利用しやすい保育サービスの充実に努めるとともに、社会的な保護が必要な子どもに対しては、家庭や地域とも連携した児童養護施設等の機能の充実や、里親制度の普及促進等、養育環境の整備を図ります。

- ・母子家庭、父子家庭については、親子が共に安定した家庭生活を送ることができるよう、ひとり親家庭の自立の支援に努めます。

- ①保育、育児の支援
- ②ひとり親家庭の福祉増進

2. 個性、創造性を重視する学校教育の充実

(1) 人間性豊かな児童生徒の育成

- ・すべての児童生徒の個性を伸ばしつつ、基礎的・基本的事項の徹底と自己教育力の育成を図ります。
- ・豊かな社会性や国際性を養う教育や、男女の真の平等に立脚した家族観や職業観と自己実現意欲などを養う教育を行うとともに、郷土の自然や文化に親しむ学習、たくましい心身を鍛えるための自然体験学習や集団宿泊活動などを一層推し進めます。
- ・ボランティア活動や勤労体験学習などの地域住民と一体となった諸活動を取り入れ、家庭や地域に開かれた教育を目指します。

- ①教育内容の厳選と基礎・基本の徹底
- ②豊かな人間性を育てる教育の推進
- ③たくましさや郷土愛を育てる教育の推進
- ④個性、創造性を伸ばす教育の推進

(2) 教育環境および修学条件の充実と整備

- ・過大規模校の解消に努めるとともに、施設、整備の充実などの魅力ある学校づくりを計画的に推進していきます。また、教員の資質の向上を図っていきます。

- ①学校規模の適正化
- ②学校施設の整備充実
- ③教職員の資質・能力の向上
- ④関係機関、専門家等との連携
- ⑤障害児に配慮した教育の充実
- ⑥奨学制度の充実
- ⑦私学教育の振興

(3) 高等教育機関の整備充実

- ・高等学校卒業生の県内進学を拡大するとともに、滋賀の知的活力を高める高等教育機関、試験研究機関の整備充実を図ります。

- ①高等教育機関の総合整備
- ②高等教育機関の充実

3. ふれあいと活力のある地域社会の創造

地域社会における教育の条件整備と充実

- ・地域社会や地域の大人たちが子どもたちの成長を暖かく見守りつつ、時には厳しく鍛える場となること、子どもたちを育む場となっていくことを目標とした環境を醸成していきます。
- ・青少年が地域社会の一員として認められ、地域社会の構成員として社会に参画していくための条件整備を進めます。

①活動の場の充実

- ・遊び場の確保
- ・学校施設の活用促進
- ・社会教育・文化施設の整備充実と新たな事業展開
- ・新たなスポーツ環境の創造

②活動機会の充実

- ・地域ぐるみの活動の推進
- ・ボランティア活動の推進
- ・交流活動の推進
- ・自然体験活動の推進

③青少年団体活動の推進

④指導者の養成と確保

⑤情報提供の充実

4. 生きがいのある職場づくりへの支援

(1) 職業・職場適応指導の充実

- ・職業に関する知識や技術を習得する機会を増やし、青少年の充実した職場適応能力を高めていきます。

①職業指導、職業訓練の充実

②職場適応指導の充実

③企業内学習の奨励

④中小企業における人材の育成

(2) 労働条件の向上と勤労青少年福祉の充実

- ・勤労青少年が、良好な職場環境のもとで、意欲をもって労働に従事できるように、労働問題に関する情報提供や相談機能を充実して、中小企業における労働条件の改善を促進していきます。
- ・勤労青少年がスポーツ、レクリエーションなどの余暇活動をとおして、仲間づくりや交流などを行えるよう、勤労者福祉施設の整備や事業内容を充実していきます。

①労働問題に関する情報の提供

②労働教育の充実

③勤労青少年の福祉推進

④勤労青少年施設の充実

(3) 後継者の育成

- ・次代を担う優れた後継者を育成するため、農山漁村の活性化と農林水産業の体質改善をすすめ、若者に魅力ある生産・居住環境をつくるとともに、地域産業を支える人材の育成を支援します。

①農山漁村青少年の育成

②中小企業後継者の育成

5. 健やかでたくましい身体づくり

(1) 健康と体力づくりの推進

- ・心身の健康についての正しい理解と健康と体力づくりの実践に向けての教育を進めるとともに、

青少年が疾病を予防し、体力増進が図れるようにするため、スポーツ、レクリエーション活動を日常的に取り組むことができる機会や場を拡充していきます。

- ①健康教育の推進
- ②スポーツ・レクリエーション活動の促進
- ③安全の確保
- ④食生活の改善

(2) 保健医療の充実

- ・保健所を中心に、地域の関係機関と連携し、正確な保健に関する知識の普及を図ります。
 - ①保健医療活動の充実

6. 世界にはばたくひとつづくり

国際交流の促進

- ・国際社会に対応する学校教育の充実をはじめ、青少年指導者の海外派遣研修を推進するとともに、多様な分野においても交流を促進します。また、外国の青少年との交流機会を拡大するため、市町村、自治会などの地域における国際交流を促進するとともに、民間団体やボランティアグループなどとも連携しながらホームステイ等の日常生活における交流も促進します。
 - ①国際交流基盤の整備充実
 - ②多様な国際交流活動の推進
 - ③海外協力の推進

7. 青少年を非行から守る環境づくり

青少年育成運動と非行防止活動の推進

- ・青少年育成運動を展開している青少年育成県民会議や青少年育成市町村民会議と行政との連携を強化するとともに、組織自体の活性化を図るための支援を行います。
- ・効果的、組織的な青少年対策を展開するため、関係機関との連携強化に努めます。
 - ①啓発・広報活動の充実
 - ②非行防止活動の推進
 - ③環境浄化活動の推進
 - ④非行少年の対策
 - ⑤被害少年の対策

4. 滋賀県青少年の健全育成に関する条例

昭和 52 年 12 月 23 日
滋賀県条例第 40 号

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この条例は、青少年を取り巻く環境の整備を図るとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為および環境から青少年を保護し、もつて青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

(条例適用上の注意)

第 2 条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、いやしくも、これを濫用し、県民の自由と権利を不当に制限するようなことがあつてはならない。

(定 義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 親権者、未成年後見人その他の者で青少年を現に監護するものをいう。
- (2) 図書等 書籍、雑誌、ちらしその他の印刷物、図画、写真、フィルムおよび録音テープ、ビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他の電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式による記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 興行 映画、演劇、演芸その他のみせ物をいう。
- (4) 広告物 看板、立看板、はり紙、はり札その他これらに類するものであつて公衆に表示されるものをいう。
- (5) がん具等 がん具、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 2 条第 2 項に定める刀剣類を除く。）その他これらに類するものをいう。
- (6) 自動販売機等 物品の販売または貸付けに従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、販売または貸付けをすることができる自動販売機および自動貸出機をいう。

(保護者の義務)

第 4 条 保護者は、青少年を心身ともに健全に育成することが本来の義務であることを自覚し、健全な家庭環境づくりに努め、青少年を監護し、教育しなければならない。

(県民の責務)

第 5 条 すべて県民は、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為および環境から青少年を守るとともに、地域社会において相互に連携する等それぞれの立場において、青少年の健全育成にふさわしい環境をつくるように努めなければならない。

(施策の公表)

第 6 条 県は、毎年、青少年の健全育成に関する施策の内容を公表するものとする。

第 2 章 健全育成に関する施策

(県の施策)

第 7 条 県は、この条例の目的を達成するため、特に次に掲げる事項について必要な施策を講じるものとする。

- (1) 健全な家庭環境づくりに関する指導および啓もう
- (2) 青少年団体および青少年育成団体等の活動に関する指導および援助
- (3) 青少年の活動の場としての施設の整備および利用の促進
- (4) 社会環境の浄化に関する指導および啓もう

2 県は、青少年の健全育成に関し、市町との連携を図るとともに、市町が行う青少年の健全育成に関する施策との調整に努めるものとする。

(推 奨)

第 8 条 知事は、図書等、興行およびがん具等でその内容が青少年の健全な育成を図るうえに有益であると認めるものを推奨することができる。

(表彰)

第9条 知事は、次の各号に掲げるものを表彰することができる。

- (1) 青少年を健全に育成するために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの
- (2) 青少年または青少年団体でその活動が他の模範になると認められるもの

第3章 健全育成を阻害する行為の規制

(業者の自主規制)

第10条 図書等を取り扱い、または興行を主催する者その他この条例の規定の適用を受ける業者は、県の行う社会環境を浄化するための施策に協力するとともに、相互に協力して自主的な規制措置を講じることにより、青少年（6歳以上18歳未満の者をいい、婚姻した女子を除く。以下同じ。）の健全な育成を阻害することのないように努めなければならない。

(有害図書等の指定)

第11条 知事は、図書等の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その図書等を青少年に有害な図書等として指定することができる。

- (1) 次のいずれかに該当し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
 - ア 著しく青少年の性的感情を刺激するもの
 - イ 著しく青少年の粗暴性または残虐性を助長するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、著しく青少年の犯罪または自殺を誘発するおそれのあるもの

2 次の各号のいずれかに該当する図書等（内容が主として読者または視聴者の好色的興味に訴えるものでないと認められるものを除く。）は、前項の規定による指定がない場合であつても、青少年に有害な図書等とする。

- (1) 書籍、雑誌またはちらしその他これに類するものであつて、全裸もしくは半裸での卑わいな姿態または性交もしくはこれに類する性行為を描写し、または撮影した図画または写真で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が、20以上のものまたはページの総数の5分の1以上を占めるもの
- (2) 電磁的記録媒体であつて、全裸もしくは半裸での卑わいな姿態または性交もしくはこれに類する性行為を描写した場面で規則で定めるものの時間が合わせて3分を超えるものまたは当該場面の数が20以上のもの

(有害図書等の販売等の制限)

第11条の2 図書等を販売し、貸し付け、閲覧させ、または視聴させることを業とする者（以下「図書等の販売等を業とする者」という。）およびその従業者は、前条第1項の規定により指定された図書等または同条第2項の規定により青少年に有害な図書等とされた図書等（以下「有害図書等」という。）を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、または視聴させてはならない。

(有害図書等の陳列方法等)

第11条の3 図書等の販売等を業とする者は、有害図書等を陳列するときは、規則で定めるところにより、当該有害図書等を有害図書等以外の図書等と区分して店舗内の容易に監視することができる場所に陳列しなければならない。かつ、青少年が閲覧し、または視聴しないよう必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、図書等の販売等を業とする者が前項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、有害図書等の陳列場所の変更その他必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

3 知事は、前項に規定する勧告を受けた者が、その勧告に係る措置を執らなかつたときは、その者に対し、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

(有害図書等の配付等の制限)

第11条の4 何人も、有害図書等を青少年に配付してはならない。

2 何人も、有害図書等を、青少年が容易に見ることができないようにするための措置を講じないで、戸別に配布してはならない。

3 知事は、前項の措置を講じないで有害図書等を戸別に配布している者があるときは、その者に対し、当該行為の中止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(有害興行の制限)

第12条 知事は、興行の内容が第11条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その興行を青少年に有害な興行として指定することができる。

2 興行を主催する者は、前項の規定により指定された興行（以下「有害興行」という。）を行う時には、その興行を青少年が見、または聞くことができない旨を入口の見やすいところに掲示しなければならない。

3 興行を主催する者およびその従業者は、有害興行を青少年に見せ、または聞かせてはならない。

(有害広告物の制限)

第13条 知事は、広告物の内容が第11条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その広告主または管理者に対して、その広告物の内容の変更または除去を期限を付して命ずることができる。

(有害がん具等の制限)

第14条 知事は、がん具等の形状、構造または機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、そのがん具等を青少年に有害ながん具等として指定することができる。

(1) 人の生命、身体または財産に危害を及ぼすおそれのあるもの

(2) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 専ら性交またはこれに類する性行為に供するがん具等で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定による指定がない場合であつても、青少年に有害ながん具等とする。

(1) 性器の形状をなし、またはこれに著しく類似するもの

(2) 性器を包み込み、または性器に挿入する構造をなし、かつ、電動式振動機を内蔵し、または装着することができる構造を有するもの

3 がん具等の販売を業とする者およびその従業者は、第1項の規定により指定されたがん具等または前項の規定により青少年に有害ながん具等とされたがん具等（以下「有害がん具等」という。）を青少年に販売してはならない。

(指定の解除)

第15条 知事は、第11条第1項、第12条第1項および前条第1項の規定による指定をした場合において、当該指定をした理由がなくなつたと認めるときは、当該指定を解除しなければならない。

(審議会への諮問)

第16条 知事は、次に掲げる場合は、あらかじめ滋賀県社会福祉審議会（次項において「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

(1) 第8条の規定による推奨をしようとするとき。

(2) 第11条第1項の規定による有害な図書等の指定をしようとするとき。

(3) 第12条第1項の規定による有害な興行の指定をしようとするとき。

(4) 第13条の規定による広告物の内容の変更または除去を命じようとするとき。

(5) 第14条第1項の規定による有害ながん具等の指定をしようとするとき。

(6) 前条の規定による指定の解除をしようとするとき。

2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで推奨し、指定し、命令し、または解除したときは、次の審議会にその旨を報告しなければならない。

(告示)

第17条 知事は、第11条第1項、第12条第1項および第14条第1項の規定により指定し、または第15条の規定により指定の解除をしたときは、速やかにその旨を滋賀県公報に登載して告示するものとする。ただし、緊急を要する場合には、関係人にその旨を通知することにより、その者に関する限り告示がなされたものとみなす。

(有害遊技の制限)

第18条 遊技機を設置して遊技をさせることを業とする者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号および第8号に規定する営業を営む者を除く。次項において同じ。）およびその管理者は、青少年に射幸心を誘発するおそれのある遊技機により遊技をさせないように努めなければならない。

2 知事は、遊技機の構造および遊技の方法が著しく青少年の射幸心を誘発し、または助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、その遊技機を設置して遊技をさせることを業とする者またはその管理者に対して、青少年の立入り禁止または遊技方法の改善その他必要な措置を命ずることができる。

(自動販売機による販売等の自主規制)

第 19 条 自動販売機による避妊用品または酒類もしくはたばこの販売を業とする者およびこれらの販売の用に供する自動販売機を管理する者は、青少年が当該自動販売機からこれらを購入しないような措置を講じるように努めなければならない。

2 自動販売機による避妊用品の販売を業とする者は、次に掲げる場所または地域にその販売の用に供する自動販売機を設置しないように努めなければならない。

- (1) 学校その他の教育施設、文化施設、体育施設等およびこれらの周辺
- (2) 遊園地、公園およびこれらの周辺
- (3) 主たる通学路に面した場所

(自動販売機等の設置の届出等)

第 19 条の 2 自動販売機等による図書等またはがん具等の販売または貸付けをしようとする者は、販売または貸付けを開始する日の 10 日前までに、自動販売機等ごとに規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所および電話番号（法人にあつては、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地および電話番号）
- (2) 自動販売機等の名称、型式および製造番号
- (3) 自動販売機等の設置場所およびその周辺の状況
- (4) 自動販売機等の設置年月日
- (5) 販売または貸付けの開始年月日
- (6) 次条に規定する自動販売機等管理者を置かなければならない場合にあつては、その者の氏名、住所および電話番号

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る自動販売機等について、設置場所を変更しようとするときは 10 日前までに、同項第 1 号または第 6 号に掲げる事項を変更したときは変更の日から起算して 15 日以内に、規則で定めるところにより当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

3 第 1 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その日から起算して 15 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(自動販売機等管理者の設置)

第 19 条の 3 自動販売機等による図書等またはがん具等の販売または貸付けを業とする者（以下「自動販売業者」という。）は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等を管理する者（自動販売機等が設置されている場所の存する市町の区域内に住所を有する者に限る。以下「自動販売機等管理者」という。）を置かなければならない。ただし、次条第 4 項に規定する措置が講じられている自動販売機等である場合または自動販売業者が、当該自動販売機等が設置されている場所の存する市町の区域内に住所（法人にあつては、主たる事務所）を有する場合は、この限りでない。

(自動販売機等による販売等の制限)

第 20 条 自動販売業者は、これらの販売または貸付けの用に供する自動販売機等の表面の見やすい箇所に、次に掲げる事項を表示しておかなければならない。ただし、その者の店舗内または店頭で自動販売機等を設置する場合は、この限りでない。

- (1) 当該自動販売業者の氏名および住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
- (2) 前条の規定により自動販売機等管理者を置いた場合にあつては、その者の氏名および住所

2 自動販売業者および自動販売機等管理者ならびにその従業者は、有害図書等または有害がん具等を自動販売機等に収納してはならない。

3 自動販売業者および自動販売機等管理者は、自動販売機等に収納されている図書等またはがん具等が第 11 条第 1 項または第 14 条第 1 項の規定による指定を受けたときは、直ちにこれらの図書等またはがん具等を自

動販売機等から撤去しなければならない。

- 4 前2項の規定は、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所または人が常駐する店舗、事務所等の内部の容易に監視することができる場所に設置される自動販売機等には、適用しない。

(インターネット利用の制限)

第20条の2 電気通信設備によるインターネット接続サービスの提供を行うことを業とする者および当該事業者のために利用者との契約の締結の媒介、取次ぎまたは代理(以下「媒介等」という。)を業として行う者は、利用者と契約または契約の締結の媒介等を行う際には、青少年の利用の有無を確認し、青少年が利用することとなる場合には、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある情報を青少年が閲覧し、または視聴することがないように、当該情報を取り除くためのフィルタリング(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。)の機能を有するソフトウェア(以下「青少年に有益なソフトウェア」という。)に関する情報その他必要な情報を提供し、青少年に有益なソフトウェアの利用等を推奨するように努めなければならない。

- 2 インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を公衆の利用に供する者は、青少年が当該端末設備によりインターネットを利用する場合には、青少年がインターネットを適正に利用できるように、青少年に有益なソフトウェアを備えた端末設備の提供その他必要な措置をとるように努めなければならない。

- 3 保護者は、青少年に有益なソフトウェアの利用、インターネットの利用に関する健全な判断能力の育成その他の適切な方法により、青少年がインターネットを適正に利用できるように努めなければならない。

(質受け等の制限)

第21条 質屋(質屋営業法(昭和25年法律第158号)第1条第2項に規定する質屋をいう。)およびその従業者は、青少年から物品を質に取り、金銭を貸し付けてはならない。

- 2 古物商(古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第3項に規定する古物商をいう。)およびその従業者は、青少年から物品を買い受け、もしくは売却の委託を受け、または青少年と物品の交換をしてはならない。

- 3 貸金業者(貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第2項に規定する貸金業者をいう。)およびその従業者は、青少年に金銭を貸し付け(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつて金銭を交付することを含む。)または金銭の貸付けの媒介をしてはならない。

- 4 金属屑回収業者(滋賀県金属屑回収業条例(昭和31年滋賀県条例第58号)第2条第2項に規定する金属屑回収業者をいう。)およびその従業者は、青少年から金属屑を買い受け、または売却の委託を受けてはならない。

- 5 前4項の規定は、青少年がその保護者の委託を受け、または同意を得た場合には、これを適用しない。

(深夜外出の制限)

第22条 保護者は、特別な理由がある場合のほか、深夜(午後11時から午前5時までをいう。以下同じ。)に青少年を外出させないように努めなければならない。

- 2 何人も、保護者の依頼または承諾その他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、または同伴してはならない。

- 3 深夜に営業を営む者およびその従業者は、特別な理由がある場合のほか、深夜に当該営業に係る施設内または敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

(深夜の営業を行う施設への立入りの制限)

第22条の2 次に掲げる営業を営む者およびその従業者は、深夜において、当該営業に係る施設に青少年を立ち入らせてはならない。

(1) 個室を設けて、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽等に合わせて歌唱を行わせる営業

(2) 設備を設けて、客に主に図書等を閲覧させ、もしくは視聴させ、またはインターネットの利用を行わせる営業

- 2 前項各号に掲げる営業を営む者は、深夜において営業を営む場合は、深夜における青少年の立入りを禁止する旨を入口の見やすいところに掲示しなければならない。

(いれずみ等の禁止)

第 23 条 何人も、青少年に対していれずみまたはこれに類似するものを施してはならない。

2 何人も、青少年に対して勧誘し、または周旋して前項の行為を受けさせてはならない。

(いん行行為等の禁止)

第 24 条 何人も、青少年に対していん行またはわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対して前項の行為を教え、または見せてはならない。

(場所の提供等の禁止)

第 25 条 何人も、次の各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、または青少年がこれらの行為を行うことを知って場所を提供し、または周旋してはならない。

(1) 飲酒または喫煙

(2) いん行またはわいせつな行為

(3) 暴行またはとばく

(4) いれずみまたはこれに類似するものをする行為

(5) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤または覚せい剤原料の不法な使用

(6) トルエンならびに酢酸エチル、トルエンまたはメタノールを含有するシンナー、接着剤および塗料の不健全な使用

(7) 催眠、めいてい、興奮、幻覚または麻酔等の作用を有する医薬品その他これらの作用を有するものとして知事が定めるものの不健全な使用

(立入調査)

第 26 条 知事の指定した職員は、この条例の実施のため必要な限度において、営業時間内に書店、興行場その他この条例の適用を受ける業者の営業所（自動販売機等の設置場所を含む。）に立ち入り、調査し、または関係人に対して質問し、もしくは資料の提示を求めることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、あらかじめこれを関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 4 章 罰 則

(罰 則)

第 27 条 第 24 条第 1 項の規定に違反した者は、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 11 条の 2 の規定に違反した者

(2) 第 11 条の 3 第 3 項の命令に従わなかつた者

(3) 第 11 条の 4 第 1 項の規定に違反した者

(4) 第 11 条の 4 第 3 項の命令に従わなかつた者

(5) 第 12 条第 3 項の規定に違反した者

(6) 第 13 条の命令に従わなかつた者

(7) 第 14 条第 3 項の規定に違反した者

(8) 第 20 条第 2 項または第 3 項の規定に違反した者

(9) 第 22 条の 2 第 1 項の規定に違反した者

(10) 第 23 条の規定に違反した者

(11) 第 24 条第 2 項の規定に違反した者

(12) 第 25 条の規定に違反した者

3 第 21 条第 1 項から第 4 項までの規定に違反した者は、20 万円以下の罰金に処する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金または科料に処する。

(1) 第 12 条第 2 項の規定に違反した者

(2) 第 19 条の 2 第 1 項または第 2 項の規定に違反した者または虚偽の届出をした者

- (3) 第 20 条第 1 項の規定に違反した者または虚偽の表示をした者
 - (4) 第 22 条第 2 項の規定に違反した者
 - (5) 第 22 条の 2 第 2 項の規定に違反した者
 - (6) 第 26 条第 1 項の規定による立入りもしくは調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または質問に対して虚偽の答弁をし、もしくは資料の提示を拒んだ者
- 5 第 11 条の 2、第 12 条第 3 項、第 14 条第 3 項、第 21 条、第 22 条の 2 第 1 項または第 23 条から第 25 条までの規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第 1 項から第 3 項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

(両罰規定)

第 28 条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても同条の罰金刑または科料刑を科する。

(免責規定)

第 29 条 この条例に違反した者が、青少年であるときは、この条例の罰則は適用しない。ただし、青少年が営業者であつて、その営業に関する場合は、この限りでない。

第 5 章 雑 則

(県民からの申出)

第 30 条 何人も、第 8 条の規定による推奨、第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項もしくは第 14 条第 1 項の規定による指定、第 13 条もしくは第 18 条第 2 項の規定による措置命令または第 15 条の規定による指定の解除をすることが適当であると認めるときは、その理由を付してその旨を知事に申し出ることができる。

(委 任)

第 31 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正前の滋賀県青少年保護条例の規定により行われた処分は、この条例中これに相当する規定があるときは、この条例によつてなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則 (昭和 58 年条例第 37 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の滋賀県青少年の健全育成に関する条例第 21 条第 3 項の規定の適用については、貸金業の規制等に関する法律 (昭和 58 年法律第 32 号) 附則第 3 条第 1 項の規定に基づき同項に規定する貸金業を営む者は、同条例第 21 条第 3 項の貸金業者とみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則 (昭和 59 年条例第 48 号)

この条例は、昭和 60 年 2 月 13 日から施行する。

付 則 (昭和 61 年条例第 10 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 4 年条例第 28 号)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則 (平成 7 年条例第 42 号)

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に自動販売機等による図書等またはがん具等の販売または貸付けを業とする者につ

いては、その者を改正後の第 19 条の 2 第 1 項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例（平成 7 年滋賀県条例第 42 号）の施行の日から起算して 1 月以内に」とする。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成 10 年条例第 10 号）

1 この条例は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成 10 年 10 月 10 日までの間に、自動販売機等による図書等またはがん具等の販売または貸付けをしようとする場合および改正前の第 19 条の 2 第 1 項の規定による届出をした者が当該届出に係る自動販売機等について設置場所を変更しようとする場合の届出については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成 11 年条例第 44 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 19 条の 2 に 1 項を加える改正規定および次項の規定は、平成 12 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の滋賀県青少年の健全育成に関する条例（以下「新条例」という。）第 19 条の 2 第 3 項の規定は、前項ただし書に規定する日以後使用が廃止される自動販売機等について適用する。

3 この条例の施行の際現に自動販売機等による図書等またはがん具等の販売または貸付けを業とする者に係る新条例第 19 条の 3 の規定の適用については、同条中「自動販売機等ごとに」とあるのは、「自動販売機等ごとに、滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例（平成 11 年滋賀県条例第 44 号）の施行の日から 6 月以内に」とする。

4 前項に規定する者が同項の規定により読み替えて適用される新条例第 19 条の 3 の規定により自動販売機等管理者を置いたときは、新条例第 19 条の 2 第 1 項第 6 号に掲げる事項に変更があったものとみなして、同条第 2 項の規定を適用する。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成 12 年条例第 42 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 12 年条例第 47 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 12 年条例第 109 号抄）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 16 年条例第 13 号）

1 この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成 16 年条例第 38 号抄）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成 16 年規則第 66 号で平成 17 年 1 月 1 日から施行）

付 則（平成 19 年条例第 49 号）

この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成 19 年規則第 71 号で平成 19 年 12 月 19 日から施行）

付 則（平成 20 年条例第 18 号）

この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。